

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 12 件 |
| 国民年金関係 | 7 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 10 件 |
| 国民年金関係 | 7 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から45年6月まで

私が、20歳になったとき、私の母が「国民年金に加入しなければと思い、加入手続をして保険料を納付した。」と言っている。申立期間当時、地区の集金人が自宅に来ていて、母が現金で保険料を納付しているところを時々見ていた。申立期間について納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が、申立人及び申立人の父母の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間及び母の昭和62年4月から同年12月までの期間を除き、申立人及び父母の国民年金保険料に未納は無いことから、申立人の母は、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人及び申立人の父母の保険料の納付日が、おおむね同一日であることを踏まえると、申立人の母が、申立人の保険料だけを納付しなかったとすることは不自然である。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日（昭和47年4月11日）以前の一部期間の保険料は、特例納付や過年度納付されたことが確認できることから、申立人の母は、加入手続以前の保険料納付に努めていたことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から38年3月までの国民年金保険料免除期間については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和38年4月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和38年4月から42年4月まで
③ 昭和45年10月から平成6年7月まで

A市に住んでいた昭和40年代に国民年金保険料をさかのぼって納付することが可能と言われた。申立期間①及び②の保険料を納付するためB銀行C支店の定期預金を解約し、妻が夫婦二人の分の保険料を自宅で集金人に一括で支払った。

昭和52年にD町に住所を移し、付加年金制度について説明を受け、制度ができた45年10月までさかのぼって納付が可能と言われた。夫婦二人分の付加保険料を納付するため、B銀行C支店の定期預金を解約し、妻が自宅で集金人に一括で支払った。それ以後、60歳になるまで付加保険料を納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入期間について、申請免除期間及び申立期間②を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は申立期間直後の昭和42年5月から48年3月までの国民年金保険料を第2回目の特例納付により納付している上、同年4月から51年3月までの期間、56年2月から同年3月までの期間及び58年2月か

ら同年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、未納期間を無くそうと努めていたことがうかがえる。

さらに、免除期間に係る追納及び特例納付は、先に経過した月の分から順次行うものとされているところ、その当時に申立期間②が未納であった場合、その期間に充当されるべきものであり、E社会保険事務局では、「前詰めで行わないよう指示していた通知は確認できない。」としていることから、申立期間②の直後である昭和42年5月から48年3月までの国民年金保険料を50年12月2日に特例納付した時点では、申立期間②について、納付済期間として認識されていたと推認できる。

加えて、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の保険料は、申立期間①及び②を含む昭和37年4月から46年3月までの期間について、47年7月28日に特例納付されていることが確認できることから、申立期間①のうち、この時点で10年が経過し追納することができない37年4月から同年6月までの期間を除く同年7月から38年3月までの期間及び申立期間②について、申立人の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間③のうち、申立人が付加保険料を納付したとする昭和52年の時点では、昭和48年度から51年度までの付加保険料をさかのぼって納付することができない上、申立人が付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立人及びその妻が付加保険料を納付したとする記録は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から38年3月までの国民年金保険料を追納していたと認められる。また、申立期間のうち、同年4月から42年4月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月
② 昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月まで

昭和 46 年 3 月ごろ、新聞等の国民年金加入促進の記事を見て、任意加入の手続を行い、その後、60 歳になるまで国民年金保険料を納付してきたと思っていたが、社会保険庁の記録では、同年 3 月及び 57 年 10 月から 61 年 3 月までの期間が未納となっていると言われた。

しかし、一度加入して途中で納付しなくなることはしていないので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、1 か月と短期間であるとともに、申立人は新聞の国民年金加入促進記事を見て昭和 46 年 3 月ごろ加入手続を行ったとしており、任意加入しながら、加入当初の申立期間①についての国民年金保険料を納付しなかったことは不自然である。

また、申立人は、申立期間①及び②以外の期間の国民年金保険料についてはすべて納付済みである。

一方、A 市が管理する国民年金被保険者名簿（電算データ及び紙名簿）及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人は昭和 57 年 10 月 30 日に資格を喪失した記録となっていることから、申立期間②については未加入期間であり、保険料を納付することはできない期間である。

また、A 市が管理する国民年金被保険者名簿（電算データ及び紙名簿）、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する国民年金被保

険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立期間当時近くに住んでおり、頻繁に行き来していたとする申立人の姉も、申立人と同日の昭和 57 年 10 月 30 日に国民年金被保険者の資格を喪失し、61 年 3 月 31 日まで未加入との記録となっている。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間②について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 59 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 59 年 11 月まで
社会保険庁の記録によると、申立期間は国民年金に未加入となっており、国民年金保険料の納付の事実が確認できなかった。

昭和 59 年 12 月に厚生年金保険に加入するまで、国民年金保険料は納税貯蓄組合長をしていた同居の義父を通じて必ず納付していたので、未加入になっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間以前の納付状況をみると、昭和 47 年 4 月に国民年金に任意加入し、申立期間の直前である 57 年 7 月まで国民年金保険料を納付していることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付方法について、毎月納付できる分だけ申立人の義父に現金を渡し、不足分はボーナスでまとめて納付したとしているところ、申立人から提出された申立期間の一部に係る家計簿（昭和 58 年分）に記載されている保険料（支出科目欄には「納税」と記載）の年間支出合計額と当時の保険料の年間合計額はおおむね一致している上、当該支出は、納税貯蓄組合が徴収していた税金（町県民税、国民健康保険税、固定資産税及び軽自動車税）である可能性は低いほか、申立人の世帯には、当時、ほかに国民年金に加入している者はいなかったことを踏まえると、申立人の国民年金保険料であると考えられる。

さらに、当時、申立人の夫の仕事や、家族の住所及び経済状況に変化は無く、保険料を納付できない理由や自ら被保険者資格を喪失する理由も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から41年3月まで
② 昭和43年10月から46年3月まで
③ 昭和53年10月から同年12月まで

昭和38年ごろ、A区内にある店で働いていた時に、区役所の女性が来て、国民年金保険料の集金をしていた。その後は、区役所へ行ったり、集金人をお願いしたりして、納めていた記憶がある。

修業を終えてからは、区役所へ行って納めた記憶があるが、領収書は現在残っていない。

申立期間の国民年金保険料は未納のはずがないと思う。もう一度、照合をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、3か月と短期間であるとともに、前後の約12年間はすべて国民年金保険料が納付されている上、直前及び直後の期間は過年度納付されていることを踏まえると、申立期間③のみが未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①及び②については、申立人は国民年金保険料の納付金額、納付時期等に関する記憶が不明確である上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

父がA納税組合を作り、組合長となって国民年金保険料の集金もしていた。父が私の国民年金への加入手続をし、保険料の納付もしていたことを覚えている。

申立期間は父にとって嫁である私の妻の分が納付済みとなっているのに、息子の私の分が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間については、すべて国民年金保険料を納付しているとともに、厚生年金保険との切替手続も適切に行われている。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人並びに申立期間に同居していた申立人の妻及び申立人の両親の手帳記号番号は、昭和36年3月7日に連番で払い出されており、申立期間の両親及び妻の記録は、納付済みとなっている。

さらに、B市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、昭和37年4月から44年12月までの申立人、妻及び母親の納付日は3人共に同一日であることから、父親が家族の国民年金保険料を一括して納付していたと推認できるところ、申立期間の妻と母親の保険料は49年9月に特例納付で納付されていることから、父親が申立人の保険料のみ納付しなかったとは考え難く不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月から51年3月まで
② 昭和52年1月から52年3月まで

国民年金については、母が加入手続をして、私が保険料を納付していた。

昭和56年から平成2年ぐらいまでの間に、国民年金保険料を全部納めたか心配になり、社会保険事務所へ電話で確認したところ、「全部、納めています。」との返事で安心していただけ、10か月の未納期間があるのは納得できない。

申立期間は、確かに保険料を納めたので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については7か月と短期間である上、申立人は20歳に達した日に国民年金に加入してから平成20年度まで、厚生年金保険加入期間及び申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付するとともに、うち24年間は国民年金保険料を前納していることから、国民年金に関する意識は高いと考えられる。

また、申立期間①については、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙台帳）によると、資格再取得日が昭和50年9月21日となっていることから、同市から納付書が発行されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が結婚し国民年金の種別変更を届け出た昭和51年5月24日の時点において、申立期間①は過年度納付が可能な期間でもあり、A市では、社会保険事務所から過年度納付書を預かっていたことから納付

書の発行が可能であった。

一方、申立期間②については、申立人は、領収印が無い未使用の国民年金保険料納付書兼納付済通知書を所持していることから、保険料を納付していないことが確認できる。

また、申立人は、別の納付書で納付したと主張しているが、A市では、上記納付書以外は発行していないとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年9月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成5年11月12日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月31日から6年3月まで

私は、社会保険事務所の職員が自宅に来て、A社と一緒に勤務していた同僚の厚生年金保険の加入記録について、訂正が行われたので申立てをするように言われ、申立書を提出したところ、申立期間が同僚と同一でないため改めて申立書を提出するように言われた。

給与明細書等は所持していないが、勤務していたのは確かなので厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言により、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険庁のオンライン記録では、平成5年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、平成5年11月12日に、同年年7月31日の資格の喪失及び同年8月1日の随時改定取消しの処理がさかのぼって行われていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、A社は、平成5年7月31日に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていたことが確認できるが、上記のとおり、訂正処理前の記録から、同日において、同事業所が適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は同年11月12日であると認められる。

なお、平成5年7月から同年10月までの標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成5年11月12日から6年3月17日までの期間については、元同僚の証言及び雇用保険の加入記録から、勤務していることは確認できるが、元同僚は、所持している給与明細書から厚生年金保険料が給与から控除されていたのは、5年10月分までであったとしている上、同年10月の初・中旬ごろに全従業員が集められ、経営者等から国民年金に切替えを行うよう説明があり、申立人も同席していたと証言している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から同年7月1日まで

私は、A社に本採用するとのことで、昭和41年5月1日に入社したが、同日から同年7月1日までの厚生年金保険被保険者としての記録が無いと社会保険事務所から回答があった。

A社の会長B氏に電話で確認したところ、「入社と同時に加入している。」との回答があったので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するC社作成の退職金計算書、当時の上司及び同僚の証言等から判断すると、申立人は、昭和41年5月1日からA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和41年7月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したことは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年5月及び同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年3月9日に、資格喪失日に係る記録を33年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、30年3月及び同年4月は8,000円、同年5月から33年10月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月9日から33年11月1日まで
厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、A社の記録が無い旨の回答をもらった。

私は、会社設立当初から販売外交員で、しかも正社員として勤務しており、ほぼ同時期に入社した同僚及びその後に入社した7人の同僚は、いずれも販売外交員として同じ仕事、待遇であったにもかかわらず、私だけが厚生年金保険に加入していないことは納得がいかない。

申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言並びに当時のA社の従業員及び業務内容に関する申立人の記憶、さらに、当時の同僚と一緒に撮った写真から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じ販売外交員として、ほぼ同時期に入社した同僚及びその後に入社した7人の同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、

A社においては、販売業務にかかわるほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期に入社した同僚の社会保険事務所の記録から、昭和30年3月及び同年4月は8,000円、同年5月から33年10月までは5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に解散しており、当時の事業主とも連絡が取れないことから、これを確認することはできないが、申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われていないと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年3月から33年10月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成18年4月10日に、資格喪失日に係る記録を同年5月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月10日から同年5月11日まで

私は、A社に平成18年4月10日から同年5月まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について加入記録が無いことが判明した。申立期間の給与支給明細書があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する申立人の履歴書、申立人が所持する採用証明書及び給与支給明細書により、申立人が平成18年4月10日から同年5月10日まで、当該事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立てどおりの届出を行っていないと考えられる。」としており、また、社会保険庁のオンライン記録では当該事業所の被保険者の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合は、その後被保険者の資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険

事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 18 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から9年9月16日まで
社会保険事務所から平成8年9月1日から標準報酬月額が24万円と説明がありましたが、実際は前年と同じ給料で42万円から45万円ぐらいと記憶しています。
給料は毎月同じ金額が振り込まれ、源泉徴収票も前年と同様の金額が記載されていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を44万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の標準報酬月額を、申立人が主張する平成8年9月から9年8月までは44万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（同年9月16日）の後の同年10月29日付けで、8年9月から9年8月までの期間、申立人の標準報酬月額を24万円に遡^{そきゆう}及して引き下げられていることが確認できる。

なお、申立人は、「当該事業所の取締役であったが、B市に在住し営業所長として一人でこの地方の営業を担当しており、社会保険等については本社にいる事業主及び取締役である事業主の妻並びに社会保険労務士が行っており、このような遡^{そきゆう}及訂正については知らなかった。」と述べている。

さらに、同僚は、「申立人は、営業の仕事をしており、当該事業所の社会保険関係の業務については、事業主の妻が行っていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、44万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 9 月
② 昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月まで

国民年金保険料は妻が管理しており、私が厚生年金保険に加入していることを妻は知らないまま、申立期間①及び②について、妻の分と一緒に継続して納付していた。また、申立期間①については還付金を受け取った記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 54 年 9 月から 55 年 3 月まで厚生年金保険に加入していた一方で、54 年 9 月は重複して国民年金保険料を納付していたところ、A 市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立人は国民年金被保険者資格を同年 9 月 21 日に喪失し、当該情報を同年 12 月 1 日に国民年金保険料を管理する電算システムに入力したことが記録されている上、同名簿には、重複して納付された同年 9 月の国民年金保険料（3,300 円）は還付されることが記録されている。

また、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳によると、「還付 54.9 3,300 円（喪失） 55.1.11」の記載があることから、申立人の国民年金被保険者資格の喪失に伴い、昭和 54 年 9 月の国民年金保険料が 55 年 1 月 11 日に還付されたと推認され、上記名簿と符合している。

申立期間②については、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、昭和 54 年 12 月 4 日に、同年 10 月から同年 12 月までの妻の保険料を納付しているが、申立人の資格喪失の手続が行われたのは同年

12月1日以前であると推認されることから、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人の妻は、昭和55年3月3日に、同年1月から同年3月までの保険料を納付しているが、この時点では、申立期間①の保険料の還付を受けた後であることから、申立期間②の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人の妻が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできず、また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年12月から61年1月まで
私が、二十歳の時に、私の母が国民年金の加入手続をして保険料を納付してきた。

昭和59年1月ごろ、国民年金の再加入の手続をし、申立期間の保険料を市役所や金融機関で納付し、領収書を受け取ったことを覚えており、私の友人も、私が「保険料を納付に行く。」と言っていたことを覚えている。保険料の納付を証明する資料は無いが、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は申立期間に国民年金に加入した記録となっているが、これは、申立人が平成14年4月16日に国民年金の再加入を届け出た時に、同市が社会保険事務所に厚生年金保険の加入履歴を照会したところ、国民年金に未加入であることが判明したため、申立期間にさかのぼって加入させたものであり、申立期間当時は未加入であったことから、納付書の発行や納付勧奨も無く、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間に再加入の手続及び保険料の納付を行った記憶があり、申立期間当時の同僚も、再加入の手続や保険料の納付を行わなければならないことを申立人が話していたと証言をしているが、いずれも納付状況等については明確でない上、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年11月まで

私は、A町（現在は、B市）に転居して約1年後の昭和42年4月に、町内会の班長に勧められて国民年金に加入し、毎月100円を集金に来ていた班長の妻に渡していたのに、未加入になっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA町において加入手続を行った事実は確認できない上、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年12月5日にC市（現在は、D市）で払い出されているとともに、D市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳によれば、同日に資格を取得（任意加入）していることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が記憶している納付金額は当時の国民年金保険料額と相違しており、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から53年12月まで
国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間は未加入期間であるとの回答をもらった。
会社を退職後、国民年金に加入して保険料を納付していたので、回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは昭和54年1月9日であり、申立期間は未加入期間となることから、申立期間に係る納付書は発行されなかったものと考えられる。

なお、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年1月31日に払い出されていることから、その時点で申立期間の一部は既に時効により納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、手帳記号番号が払い出された時期は、第3回特例納付の実施期間であるが、申立人は、保険料をさかのぼって、まとめて納付したことは無いとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から4年1月までの期間及び6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月から4年1月まで
② 平成6年3月

国民年金に任意加入していた59歳のころ、60歳から65歳まで保険料を継続して納められると聞いたので、60歳以降も国民年金の保険料の納付を継続したが、年金の記録では平成元年3月から4年1月まで、及び6年3月は国民年金に未加入で保険料は納付されていないとの回答を受けた。

しかし、この期間はA市役所庁内の銀行で、また、区役所ができてからはB区役所やC区役所の窓口で、保険料を自分で毎年1年分前納していたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A市が管理する国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人が満60歳以降に国民年金の任意加入に係る被保険者資格を取得したのは平成4年2月27日であり、申立人が所持している年金手帳の国民年金の記録及び社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、未加入期間となり、保険料の納付書は発行されていなかったものと考えられる。

また、申立期間に係る国民年金任意加入被保険者となるための加入手続について、申立人は、手続が必要だったとは知らなかったとする一方で、手続を本人の住所地を管轄しないB区役所で行ったなどと、一貫しない説明をしており、加入手続を行っていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人が満65歳に達して国民年金任意加入被

保険者の資格を喪失し、制度上保険料を納付できない月であることから、申立人がC区役所から交付された平成5年度の納付書には、平成6年3月の保険料は除外されていたものとみられる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月

退職してから再就職するまでの間の昭和 60 年 3 月は、国民年金の保険料は未納との回答を社会保険庁から受けた。

記憶が定かではないが、昭和 60 年 3 月中旬以降のいずれかの時に、区役所又は社会保険事務所で国民年金の加入手続をして、保険料を納付していたはずなので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、申立期間に係る国民年金被保険者の資格を取得した日付の欄に昭和 60 年 3 月 10 日と手書きされ、「A 市 B 区」のスタンプが押されていることから、同日付が記載されたのは、B 区役所が業務を開始した平成元年 4 月以降であると推認できる。

また、A 市が管理する国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立期間の国民年金被保険者の資格取得の処理日は、平成 2 年 10 月 19 日とされていることから、申立人が、同年 10 月ごろに B 区役所で国民年金の加入手続を行った際、昭和 60 年 3 月 10 日にさかのぼって被保険者資格を取得した処理がなされたことがうかがわれる。

さらに、平成 2 年 10 月の時点では、申立期間に係る国民年金保険料は時効により納めることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から47年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年3月から47年3月まで

昭和43年3月から47年3月までの国民年金保険料の免除申請手続をA市で行い、ハガキが届いた記憶もある。その後も国民年金保険料を納付できない時は、免除申請手続をしており、B市からは電話で返事をもっていた。

A市で免除申請をした期間は、未納になっているが、免除申請したのは間違いないので、申立期間を保険料の免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和48年3月6日に払い出された記録となっていることから、制度上、この時点から申立期間にさかのぼって免除申請することはできない。

また、申立人が国民年金保険料の免除申請をしたとするA市では、申立人に関する国民年金被保険者名簿が無く、申立人が免除申請したかどうか確認することができない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を免除申請していたことを示す関連資料（申請書、承認通知書等）は無い上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①については、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月 1 日から 60 年 3 月 21 日まで
② 昭和 60 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①について、A事業所（B社）に勤務していたが、標準報酬月額が誤っている。昭和 58 年 9 月以降の給与振込みの記載がある預金通帳を持っているので確認していただきたい。

また、申立期間②について、常勤職員から非常勤に変更になったのは、昭和 60 年 4 月からなので、資格喪失日は同年 3 月 21 日ではなく同年 4 月 1 日が正しいと思われるとともに、標準報酬についても確認していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出のあった申立人名義の預金通帳の写しから、申立人のB社における給与の手取り支給額は確認できるが、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、申立人の元同僚が保管する当該期間の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は社会保険事務所の記録上の標準報酬月額と一致しており不自然さは無い。

さらに、申立人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して大幅に引き下げられていることもなく、申立人以外の従業員の標準報酬月額と比較しても特に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことについて確認できる関連資料は無い。

一方、申立期間②については、別の元同僚は、当時申立人が勤務していたことは覚えているが、申立人がいつまで勤務していたかは定かでない旨回答している。

また、A事業所を運営していたB社は、平成19年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の取締役にとり聴取したが、当時の関係資料は無く、申立人の勤務期間についても記憶に無いとの回答を得た。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。また、申立期間②については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 39 年 3 月 15 日まで

私は、伯父の紹介でA社に入社し、昭和 36 年 6 月から 40 年 2 月 15 日まで勤務したが、そのうち 36 年 6 月から 39 年 3 月 15 日までの厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の回答から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は既に解散し、事業主も既に死亡していることから、当該事業所における申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況についての事実を確認することはできない。

また、申立期間当時に、当該事業所で厚生年金保険に加入している従業員 9 名に照会したところ、5 名は申立人を記憶しておらず、他の 4 名は申立人を覚えているものの、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況については不明と回答している。

さらに、同僚は、当該事業所では厚生年金保険には希望者だけを加入させていたことや入社してから一定期間経過後に加入させていたことを証言していることから、当時の事業主は、すべての従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 16 日から 55 年 1 月 20 日まで
私は、A社のB店で昭和 55 年 1 月まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間としての記録が 53 年 3 月 1 日から同年 4 月 16 日までとなっているので、申立期間についても調べていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人は、A社に勤務していたことは推認できる。
しかし、申立期間も含めて当該事業所に勤務していた元同僚は、申立人と一緒に勤務していたが、申立人の退社時期は覚えていないと回答している。

また、雇用保険の記録によると、申立人の当該事業所における離職日は昭和 53 年 4 月 15 日となっている。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 5 月 19 日以降の期間について、夫が加入する共済組合の被扶養者の認定を受けており、この期間、厚生年金保険の被保険者であったことは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。